

特集

2021(令和3)年分 所得 確定申告の手引き

2022年税制改正大綱を読む

税理士 疋田 英司

2021年12月10日、与党は令和4年度税制改正大綱(与党大綱)を発表しました。これを受けて政府は24日に政府の税制改正大綱(政府大綱)を閣議決定し、1月17日に召集された通常国会で税制改正法案を審議します。通常であれば会期末の3月頃には成立する予定です。

本稿では与党大綱で示されている「基本的考え方」をもとに執筆していますので、成案によっては内容に変化がある場合がありますのでご注意ください。なお、大綱の一部は昨年12月の臨時国会で成立するという通常とは異なる動きがありました。このあたりも最近の政府の動向を探るヒントがあります。「基本的考え方」では「新しい資本主義」の実現のため「成長と分配」をめざし、金持ち優遇とされてきた金融所得課税などの不公平税制に切り込むような姿勢を示しました。しかし、国会での岸田首相のトーンは低調になるばかり。やはり、新自由主義的思考は変わらないのかもしれない。

中心的な課題のデジタル化では「デジタル田園都市国家構想」を実現するため、多くの配慮を要する方針を示しています。この構想は都市と地方がデジタル環境で差をなくすため、5G導入促進税制やデジタル機器を導入する企業などに支援を行うとしています。税制面での支援以外にも、スマホやタブレットなどを購入する費用にまでIT補助金を拡大する動きがあります。いままでは企業の基盤業務を支えるシステムなどへの補助がありました。今回は携帯

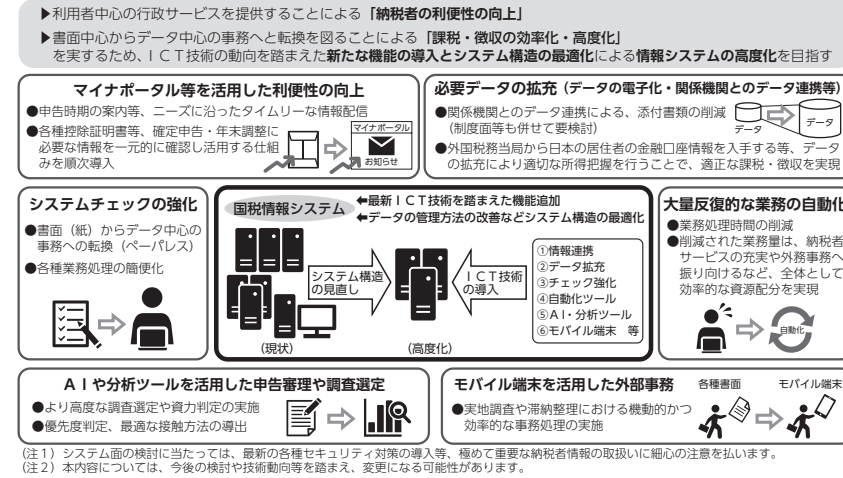
デジタル化に前のめりの政策

端末にまで補助金を出すことになりました。国家レベルのデジタル化に向けて、従来と異なる姿勢と考えられます。事業のデジタル化を行う際にはこのあたりの変化にも目を向ける必要があります。一方、デジタル化には大きな問題があります。その一つが電子帳簿保存法です。令和3年度の同法改正で電子取引は電子保存が義務化されました。その施行が2022年1月1日です。

電子保存の義務化は2021年3月に成立し、財務省のパンフレットが6月に発表されました。その内容が周知されてくると業界は大騒ぎになりました。周知から半年で全事業者に電子保存を義務化することが、いかに無謀なことであるかと政府にクレームが集中したのです。国税庁は、これに代われば青色申告を取り消すという方針を示したことも混乱に拍車をかけた。加えて、税務調査において電子保存されるべき請求書等が電子情報として提供されなければ、その証拠は存在しないと決めつける通達まで出しました。これによりデジタル化を機会に強権的な税務行政を企む財務官僚の思惑も見えてきます。

その後、「電子保存していないことを理由に青色申告の取り消しをすることはない」など、真逆の説明を行う追加Q&Aを出すことで火消しを行いました。電子帳簿保存法通達の強権的姿勢は残ったままです。こういった背景から、義務化の取扱いを2年猶予する制度を盛り込み、異例ですが2021年末の臨時国会で猶予制度部分を可決成立させました。これにより電子保存

図 将来像実現に向けた国税情報システムの高度化のイメージ (国税庁資料、2021年6月11日)



この背景には2024年10月から開始される消費税のインボイス制度があります。おそらく多くの企業が電子インボイスの導入を準備している。これら企業から発行される請求書などはすべてデジタル化されることを前提としている。ところが、当該企業と取引のある零細事業者もデジタル化への対応が求められる。免税事業者であらう

求めに依ることと定め、電子保存と同様の管理基準を示しており気が抜けません。2年の猶予で、その期限が2023年となったからといって安心はできません。猶予期間が適用される有規定には、その要件として、①電子保存できなかったやむを得ない事情があると認められ、②紙印刷された書類が整然とした形式で明瞭な状態で保存され、③税務調査の際に、提示又は提出の

贈与税の暦年課税は残ったけれど

贈与税の暦年課税制度が廃止されるのではないかと噂が飛び交っていましたが、盛り込まれませんでした。しかし、暦年課税が相続税回避のために利用されていることに不満を述べ、引き続き見直しを行うと主張しています。大綱が示す考え方は、財産移転時期によって税負担に変化があることとはおかしな言い方をしています。

この考え方は過去にも言われていたが、財産移転の管理が難しい中で実務的に難しいとされてきました。しかし、デジタル化が進行する今では預金情報などがマイナンバーなどで管理され、個人資産が把握しやすくなっています。これらの背景をもとに検討が進められていると考えられます。

所得税関係

令和2年分に基礎控除や給与所得控除などの改正を行ったため、大きな改正点はありません。しかし、各種控除の在り方を検討すると述べてお

納税環境整備

令和5年10月からはじまる消費税のインボイス制度の実施に向けて、事業者団体などと連携を取りながら経営相談などを強化すると述べていることから、医師会などへの働き掛けも強まるものと考えられます。

住宅税制の変更

住宅ローン控除は、その適用範囲の変更と控除率が従来の10%から7%に引き下げられるとしています。住宅ローン金利より控除率が高いことが問題とされました。成人年齢の引き下げに伴って、受贈者の年齢要件を20歳以上から18歳以上に引き下げました。

課税額は、耐震・省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋で1000万円(改正前1500万円)、それ以外の住宅で500万円(改正前1000万円)としました。また、提出要件に所得要件に係らず、財産が10億円以上ある居住者を提出義務者に追加されます。将来その基準を下げても可能性はあり、個人情報報告制度はさらに広がる傾向にあります。なお、これらの改正は令和5年分以後の提出

分について適用する予定です。具体的な行政現場では、法案に基づく政令・省令・通達という政府内での考え方を、あなたも法律と同等のように紹介し、納税者にも順守義務があるかの如く扱っていき、デジタル化を利用していることも気になります。デジタル化を利用して国の在り方そのものを変える傾向が見えます。今後の動きに注意が必要です。